

議案第 8 1 号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

選挙管理委員会事務局

1 改正趣旨

公職選挙法施行令の一部改正により、国の選挙における選挙運動の公費負担の
限度額が改定された。これに伴い、市議会議員及び市長選挙における選挙運動に
係る公費負担の限度額を、国の選挙に準じて引き上げるもの。

2 改正内容

○選挙運動用自動車の使用

ア 自動車借入れ契約の場合の 1 日当たりの限度額

16,100円 ← 15,800円

イ 自動車の燃料の供給に関する契約の場合の 1 日当たりの限度額

7,700円 ← 7,560円

○選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成に係る費用の公費負担の限度額

7円73銭 ← 7円51銭

○選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成に係る費用の公費負担の限度額

作成単価 405円99銭 ← 393円79銭

企画費 237,188円 ← 232,875円

単価の限度額の算定に用いる計算式※ポスター掲示場数は令和 4 年 9 月 1 日現在
(作成単価×ポスター掲示場の数※+企画費)÷(ポスター掲示場の数※)

(405円99銭×174か所+237,188円)÷174か所=1,770円 *1円未満切上

↑

(393円79銭×174か所+232,875円)÷174か所=1,733円

3 施行期日

公布の日

4 経過措置

改正後の条例の規定は、条例の施行の日以後その期日を告示される選挙か
ら適用する。

担 当

選挙管理委員会事務局 選挙係

電話 463-2444

4-4 議案第 8 1 号概要